

## ○公立大学法人周南公立大学施設使用規程

(令和5年3月14日規程第14-15号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人周南公立大学（以下「本法人」という。）の施設を本法人及び周南公立大学（以下、「本学」という。）の業務以外に使用させる場合について、必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 施設の使用時間は、原則として、午前7時から午後9時までとする。ただし、理事長が必要と認めたときは、この限りでない。

2 前項の使用時間中であっても、教育研究目的のために使用する必要が生じたとき、又は管理上支障があると認めたときは、使用させない。

(使用の申請)

第3条 施設を使用しようとする者は、理事長に施設使用許可申請書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

2 使用申請書の受付期間は、使用しようとする日（以下「使用希望日」という。）の3月前の応答する日に（応答する日がない場合はその月の末日とする。）から使用希望日の3日前までとする。ただし、理事長が特に認めたときは、この限りではない。

3 理事長は、施設の使用を許可したときは、施設使用許可書（別記様式第2号）を交付する。

4 理事長は、前項の使用許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(使用許可の基準)

第4条 使用の許可は、正課の授業、行事及び課外活動その他教育研究上支障のないと認められる場合に限って許可する。

(使用料)

第5条 第3条第3項の規定により使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表1に掲げる使用料の合計金額を請求の日から起算して20日以内に納入しなければならない。

(使用料の減額又は免除)

第6条 使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げるときに行うことができる。

(1) 教職員又は学生が代表者である団体等が使用するとき 免除

(2) 周南市が主催又は本法人若しくは本学と共催するとき 免除

(3) 周南市内に設置された児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条に規定する保育所、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校及び社会福祉施設の幼児、児童、生徒及び学生により組織された団体が、教育目的で使用するとき 免除

(4) 周南市以外の官公庁が使用するとき 50 パーセント減額

(5) 周南市内に設置された商工会議所が使用するとき 50 パーセント減額

(6) 本法人若しくは本学又は周南市が後援するとき 30 パーセント減額

2 前項において入場料その他これに類するものを徴収して使用するとき、使用料の減額又は、免除をしない

3 第 1 項の規定にかかわらず、冷暖房使用料は、本法人又は本学が主催するときを除き減免の対象としない。

4 第 1 項の規定により使用料の減免を受けようとするものは、第 3 条の施設使用許可申請書にその旨を記載しなければならない。

5 第 1 項から第 3 項で規定するもののほか、理事長が特に必要と認めるときは、使用料の減免をすることができる。

（目的外使用の禁止）

第 7 条 使用者は、使用目的以外に使用し、転貸し、又はその権利を譲渡してはならない。

（使用許可の取消し）

第 8 条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。

(1) 施設使用許可申請書に不実の記載があったとき

(2) 使用許可の条件に違反したとき

(3) 第 4 条の使用許可の基準を満たさないとき

(4) 前条の規定に違反したとき

2 前項各号の規定による処分により使用者が被った損失は補償しない。

（使用者の心得）

第 9 条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 参集人員は収容し得る定員を標準とすること

- (2) ゴミや汚物等を施設内に捨てないこと
- (3) 火気の使用は禁止すること
- (4) 施設等を損傷するおそれのある行為をしないこと
- (5) 許可を受けないで、物品の販売及び金品等の寄附募集又は広告類を掲示若しくは配布しないこと
- (6) その他他人の迷惑となるような行為をしないこと  
(使用後の措置)

第10条 使用者は、使用が終わったときは、直ちに施設等を原状に復して明け渡さなければならない。

(施設の弁償)

第11条 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに本法人に届け出て、その損害を弁償しなければならない。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年3月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年7月4日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別記様式第1号（第3条関係）

年 月 日

施設使用許可申請書

公立大学法人周南公立大学理事長 様

(申請者)  
 (所在地、法人・団体名)  
 (氏名又は代表者名)  
 (担当者) 部署・氏名  
 TEL/FAX  
 E-mail

使用日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時から午前・午後 時まで			
使用施設				
使用の内容	行事名称			
	行事内容			
	使用予定人数	人	営利目的	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	冷暖房使用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	入場料等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	映像音響使用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	物品販売	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
備考				

※ 以下は、減免を申請される方のみ記入してください。

公立大学法人周南公立大学施設使用規程第6条の規定により、使用料の減免を申請します。

【理由】

<p>1 免除</p> <p><input type="checkbox"/> 教職員又は学生が代表者である団体等が使用するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 周南市が主催又は本法人若しくは本学と共催するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 周南市内に設置された児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び社会福祉施設の幼児、児童、生徒及び学生により組織された団体が、教育目的で使用するとき</p> <p>2 50%減額</p> <p><input type="checkbox"/> 周南市以外の官公庁が使用するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 周南市内に設置された商工会議所が使用するとき</p> <p>3 30%減額</p> <p><input type="checkbox"/> 本法人若しくは本学又は周南市が後援するとき</p> <p>4 上記のいずれにも該当しない場合</p> <p><input type="checkbox"/> ( ) [ <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 減額 ( % ) ]</p>
---

※ 該当する理由に☑をし、減免対象となることを証する書面等を添付してください。

決裁	受付	使用	減免判定	使用料
		<input type="checkbox"/> 許可する <input type="checkbox"/> 許可しない	<input type="checkbox"/> 減額 ( % ) <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 減免しない	合計 ( 円 ) 施設 ( 円 ) 冷暖房 ( 円 ) 消費税 ( 円 )

## 施設使用許可書

様

公立大学法人周南公立大学理事長

年 月 日付けで申請のあった施設の使用について、次のとおり許可します。

使用日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時から午前・午後 時まで			
使用施設				
使用の内容	行事名称			
	行事内容			
	使用予定人数	人	営利目的	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	冷暖房使用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	入場料等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	映像音響使用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	物品販売	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

減免申請に対する可否の決定	<input type="checkbox"/> 認 (公立大学法人周南公立大学施設使用規程第6条の ( ) 該当) [ <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 減額 ( % ) ]
	<input type="checkbox"/> 否 (理由: )

使用料	円	施設@ ( ) * 使用時間 ( 時間 ) * 割増・減額 ( % )
		冷暖房@ ( ) * 使用時間 ( 時間 ) * 消費税 ( )

※使用料は、冷暖房及び附属設備の使用状況により変更となる場合があります。

(注)

- ・この許可書は、大切に保管し、使用当日は携帯してください。
- ・ご使用の際は、添付の「使用上の注意」をご確認ください。
- ・使用料は、請求日から20日以内に納付してください。
- ・使用内容の変更又は使用の取消しを行う場合は、職員に速やかに連絡してください。

別表1(第5条関係)

## 施設使用料

## 1 教室関係

施設名	定員 (人)	使用料 [1時間](円)	備考
5号館 521～535 教室	50	600	523・533 教室は通常 52 人用
6号館 601・611 教室	100	1,400	
11号館 1121～1124 教室	40	600	
1125 教室	260	3,600	固定座席
1126～1128 教室	10	300	
1141 教室	100	1,400	3人掛け長机
1142 教室	140	2,000	3人掛け長机
第1 実習室	24	600	2人掛け机
第2 実習室	24	600	
ラーニングcommons	50	1,400	丸テーブル
S1号館 1301～1304 教室	90	1,400	3人掛け長机
ウエルビーイングスクエア中2階	45	3,600	大型 TV モニター

## 2 体育施設関係

施設名	使用料 [1時間] (円)	備考
記念会館	4,900	冷暖房設備なし
本学グラウンド	4,900	冷暖房設備なし
11号館 多目的ホール	800	
総合グラウンド	3,800	冷暖房設備なし
第二記念館 柔道場	4,000	
多目的武道場	4,000	
剣道場	4,000	
レスリング場	4,000	
研修室	4,000	
野球場	3,800	冷暖房設備なし

- (注)・利用時間は7:00～21:00とする。  
 ・料金は1時間単位とする。  
 ・冷暖房使用料は会場使用料の20%を徴収する。  
 ・清掃が必要な場合は別途徴収する。  
 ・消費税は別途徴収する。